

## 獣医師・家畜人工授精師の皆様へ

長年の改良により価値の高まった家畜人工授精用精液・受精卵が海外に流出すると、我が国の畜産振興に重大な影響を与える恐れがあるため、精液・受精卵の流通管理を強化するため家畜改良増殖法の一部が改正されます。  
(令和2年10月1日施行)

獣医師、家畜人工授精師、畜産農家等の精液等を扱う皆様におかれましては、下記をご確認のうえ、精液等の適正な流通管理を徹底していただくようお願いいたします。

家畜人工授精用精液証明書等のみを譲渡できません

家畜人工授精用精液等に係る証明書の様式の備考欄に、家畜人工授精用精液証明書等のみを譲渡してはならない旨明記されました。また、使用済みの証明書は、以下のように処置してください。

**全体にペンなどで×を記載**

種畜証明書番号		種畜の等級
名前		
家畜登録機関名及び登録番号		
種類及び品種		
精液採取年月日		
種畜飼養者の氏名又は名称及び住所		印
獣医師（家畜人工授精師）の登録番号（免許番号）及び住所、氏名		印

**全体にスタンプを押印**

種畜証明書番号		種畜の等級
名前		
家畜登録機関名及び登録番号		
種類及び品種		
精液採取年月日		
種畜飼養者の氏名又は名称及び住所		印
獣医師（家畜人工授精師）の登録番号（免許番号）及び住所、氏名		印

**証明書の番号に重複するよう割印を押印**

種畜証明書番号		種畜の等級
名前		
家畜登録機関名及び登録番号		
種類及び品種		
精液採取年月日		
種畜飼養者の氏名又は名称及び住所		印
獣医師（家畜人工授精師）の登録番号（免許番号）及び住所、氏名		印

## 精液等の譲渡等記録簿への記載

### 1 譲渡等記録簿への施行日時点の在庫本数の記載

家畜人工授精所の開設者は、**特定家畜人工授精用精液等**※の譲受け、譲渡し、廃棄又は亡失をしたときは、遅滞なく、これらに関する事項を記載することとして、譲渡等記録簿の様式が定められました。（10年間保存）（別紙1,2）  
改正法施行日（令和2年10月1日）時点の精液等の在庫の本数を、譲渡等記録簿における同日以降最初の譲渡等に関する事項を記載した列の備考欄へ記載してください。

**※黒毛和種牛等の精液及び受精卵**

### 2 譲渡等記録簿に記載された特定家畜人工授精用精液等の廃棄について

特定家畜人工授精用精液等が確実に廃棄されたことを担保するため、家畜人工授精所の開設者は、県や農業協同組合などの第三者の立ち合いの下、再度使用できないような方法により、精液等とその証明書を廃棄してください。

## 家畜人工授精所の開設者による運営状況の報告

家畜人工授精所の開設者は、毎年、1月1日から12月31日までの運営状況を翌年4月末までに県に報告してください。（別紙3,4）※経過措置として、特定家畜人工授精用精液等に係る業務を行っている場合は、施行日である令和2年10月1日から同年12月31日までの期間に係る報告について、特定家畜人工授精用精液等以外に係る業務を行っている場合の報告と同じ様式（別紙4）でお願いします。また、令和3年1月1日から同年12月31日までの期間に係る報告については、同年4月1日から同年12月31日までの期間に係る報告を翌年4月末までをお願いします。

ご不明な点がございましたら、各地域県政総合センター・横浜川崎地区農政事務所又は畜産課  
あてお問い合わせください。